

## 冷凍食品認定制度改定のポイント

認定制度における業務委託先や委託業務内容の明確化、新たに認定の一時停止措置の設定、認定品目の追加等に関する手続きの明確化等のほか、申請書類の様式の追加等を行いました。

### 1. 業務委託先及び委託業務内容の明確化（新設）

認定制度においては、工場の調査、検査、指導等を一般財団法人 日本冷凍食品検査協会（以下、“検査協会”という。）に業務委託していますが、個々の業務に関する委託の規定はあったものの、当協会と検査協会との包括的な委託関係が明確ではなかったことから、それを明文化するとともに、これに伴い、関連条文を整理しました。

- ・工場の認定に関する調査、格付検査、工場指導及び費用の徴収について、検査協会に業務委託する。【要綱 第 3 条】

### 2. 運用上の対応の条文化

#### ①認定の一時停止及び解除項目の設定（新設）

認定工場が災害、事件等により長期間製造ができないものの、認定の取消要件に該当しない場合、認定を一時停止する規定を定めるとともに、工場での状況を確認するための立入調査を行うことを規定しました。また、停止解除には、停止に至った問題が解消した報告と新規認定並みの調査に基づく確認結果が、認定委員会で承認される必要があることを決めました。

- ・認定工場の認定を一時停止して認定証票の使用を差し止める措置と、停止の場合の条件について明文化した。また認定を一時停止した場合に、状況を確認するための立入調査を規定した。【要領 第 7 条、第 9 条】
- ・認定を一時停止した工場の停止解除のための要件や費用を規定した。【要領 第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 33 条、別記 2】

#### ②認定品目の追加及び認定範囲の変更または追加（新設）

認定時に届け出た品目や認定範囲に加え、生産拡大等で新たな品目や範囲の認定が必要となった場合や、認定範囲内ではあるが用途が変更された場合に、新たに調査・確認する必要があることから、規定を定めました。

- ・現在認定されている冷凍食品とは異なる分類の冷凍食品を、新たに認定対象としたい場合、認定範囲を新たに広げたい場合や、使用用途範囲が変更されるような場合の手続きを定める。【要領 第 19 条】
- ・これらの変更を申請する場合に必要な費用、提出書類、手順等について規定する。【制

## 度規定の運用 6】

### 3. その他

手続きに必要な様式名の条文への追加、認定や更新申請時に行われている書類審査の条文への追加、認定工場の責によらない事由による場合の認定取消しや費用に関する内容の明確化等も行いました。

【施行日】 平成 27 年 4 月 1 日